

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項 (インフレスライド条項)の適用について

国は、技能労働者への適切な賃金水準の確保と社会保険への加入徹底等の観点から、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)を決定・公表し、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「旧労務単価」という。)と比べて全国平均で約4.2%引き上げました。

合わせて国は、労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、予定価格への新労務単価の早期適用と、一定の既契約の工事についても、インフレスライド条項を適用し、新労務単価を反映するよう各自治体に対して要請しています。

練馬区においては、この要請を踏まえ、一定の既契約工事についても新労務単価に対応することとしました。

平成27年2月1日が工期内にあり、かつ残工期が2か月以上ある工事を対象に、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、インフレスライド条項(工事請負契約書第24条第6項)を昨年に引き続き適用します。

なお、インフレスライド条項の適用対象工事の受注事業者の方には、手続き等について別途通知します。

受注事業者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げおよび法定福利費相当額(事業者負担分および労働者負担分)を適切に含んだ額での下請契約について、より一層の対応をお願いします。